

# 2019年度 特別委員会 渉外委員会 活動報告



2020年3月12日

中国IPG 渉外委員会 委員長

小田智洋

(トヨタ自動車(中国)投資有限公司)

# 活動体制



16名体制

★：委員長 ●：リーダー

会社名	業種	氏名			特	商	白
日産	輸送用機械	西脇俊一	IPG副グループ長	北京	●	○	○
キヤノン	電気機器	小澤潤	運営幹事	北京	○	○	○
索尼	電気機器	西田達也	運営幹事	北京	○	○	○
オリンパス	精密機器	山口光次郎	運営幹事	北京	○	○	○
マツダ	輸送用機械	増野昭文	自動車(副)	北京	●	○	○
理光	電気機器	小幡正人	保護と利用(副)	北京	○	○	●
東芝	電気機器	竹園基	技術輸出(リーダー)	北京	○	○	●
本田技研	輸送用機械	闫 丽娟		北京	○	○	○
豊田汽車	輸送用機械	★小田智洋	渉外(正)	北京	○	○	○
三菱重工業	機械	木田共彦	IPGグループ長	上海	○	○	○
安川電機	電気機器	西真一	IPG副グループ長	上海	○	○	○
ニコン	精密機器	梅津薫	インターネット(正)	上海	○	●	○
ニコン	精密機器	王剛		上海	○	○	○
鐘化	化学	吉田裕志	人材育成(正)	上海	○	●	○
旭化成	化学	志賀智行		上海	○	○	○
YKK	非鉄金属	高橋和久		上海	○	○	○

①中国IPGの捉える知財課題解決に向けた涉外

②中国政府向け白書（中国日本商会発刊）の  
知財章（課題分析⇒建議）取り纏め



③中国政府関連機関による知財関連法案/改正案  
に対する意見募集への対応



# ① 中国IPGの捉える 知財課題解決に向けた涉外

**現状**：意見交換申し入れの機会を利用し、理解活動を実施

**課題**：受身のため、今、解決に向けて、渉外が必要な課題が必ずしも対象になっていない。活動の戦略・材料も不足。



**STEP1**：日本企業2019年白書  
知財関連建議事項(26建議)を  
渉外テーマの観点で優先度付け

**STEP2**：優先度に応じた渉外活動

# STEP1 渉外テーマ優先度付け

## 重要度、動向にて建議を層別

### 重要度

各社：白書建議の中から重要課題と考える5建議を提案  
(改正の時期、改正の困難性は考慮不要)



渉外委員会：各社の提案結果より、層別(大、中、小)

### 動向

JETRO北京：白書建議に対する中国政府の動向調査



渉外委員会：JETRO北京の調査結果より、層別  
(動きあり、直近に動く可能性あり、動きなし)

# STEP1 渉外テーマ優先度付け

## 優先度マトリックス

動向 重要度	動きあり	直近に動く可能性あり	動きなし
大	優先度 1	優先度 1	優先度 3
中	優先度 1	優先度 2	優先度 3
小	優先度 2	優先度 3	優先度 3

# STEP1 渉外テーマ優先度付け(結果)

## 重要度、動向を層別

重要度  
順位

	動きあり	直近に動く可能性あり	動きなし
大	<ul style="list-style-type: none"> <li>②知財濫用基準明確化</li> <li>③記載要件・補正制限の緩和</li> <li>③専利権侵害への行政権限適正化</li> <li>③実案・意匠権行使時の評価書提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①外国著名商標保護</li> <li>③巧妙化した模倣への対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③違法看板対応</li> <li>③ECビックデータを活用した模倣対応</li> </ul>
中	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨意匠の登録延期・部分意匠</li> <li>⑨模倣再犯厳罰化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨職務発明条例草案再考</li> <li>⑫特許優先審査利用容易化</li> <li>⑫司法・行政機関の期限配慮</li> </ul>
小	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭専利権・商標権冒認出願拒絶、⑭判決の執行強化、⑭判決の公開促進</li> <li>⑰実案・意匠実体審査導入、⑰商標情報提供導入、⑰商標異議申立反論義務、</li> <li>⑰模倣違法経営額算出統一化、⑰EC知財保護プログラム整備、⑰技術調査官拡充、</li> <li>⑰先使用権範囲拡大</li> <li>・秘密保護審査廃止、・外国語出願容認、・行政法執行の統一化</li> </ul>		

## 渉外活動方針

優先度	渉外活動方針
優先度 1	渉外戦略を策定し、能動的に活動 <ul style="list-style-type: none"><li>・非公開情報も含めた動向調査</li><li>・実例収集による課題の顕在化</li><li>・他団体と連携した課題解決へのムーブメント醸成</li><li>・影響力のある渉外対象、適切な打ち込み時期を定めたシナリオ作成</li></ul>
優先度 2	意見交換申し入れの機会を利用し、理解活動を実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・優先度 2 の渉外テーマを優先</li></ul>
優先度 3	

# STEP2 優先度に応じた渉外活動

## 渉外対象

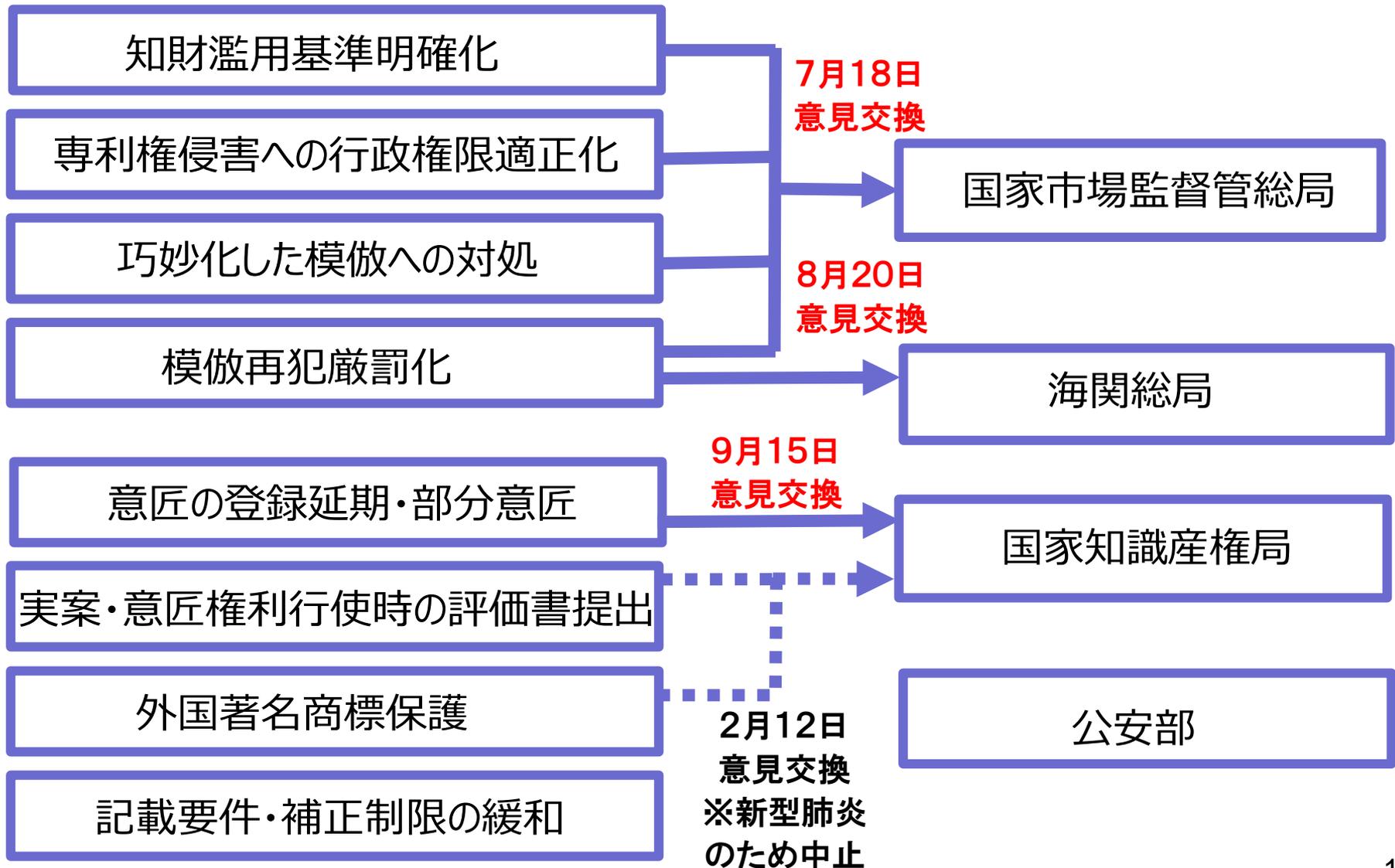
重要度、動向		渉外テーマ	建議先
大	動きあり	知財濫用基準明確化	国家市場監督管理総局
		記載要件・補正制限の緩和	国家知識産権局
		専利権侵害への行政権限適正化	国家市場監督管理総局 国家知識産権局
		実案・意匠権利行使時の評価書提出	国家知識産権局
	直近に動く可能性あり	外国著名商標保護	国家知識産権局
		巧妙化した模倣への対処	国家市場監督管理総局
中	動きあり	意匠の登録延期・部分意匠	国家知識産権局
		模倣再犯厳罰化	国家市場監督管理総局 海関総局 公安部

# STEP2 優先度に応じた渉外活動

## 渉外活動

### 渉外テーマ

### 建議先

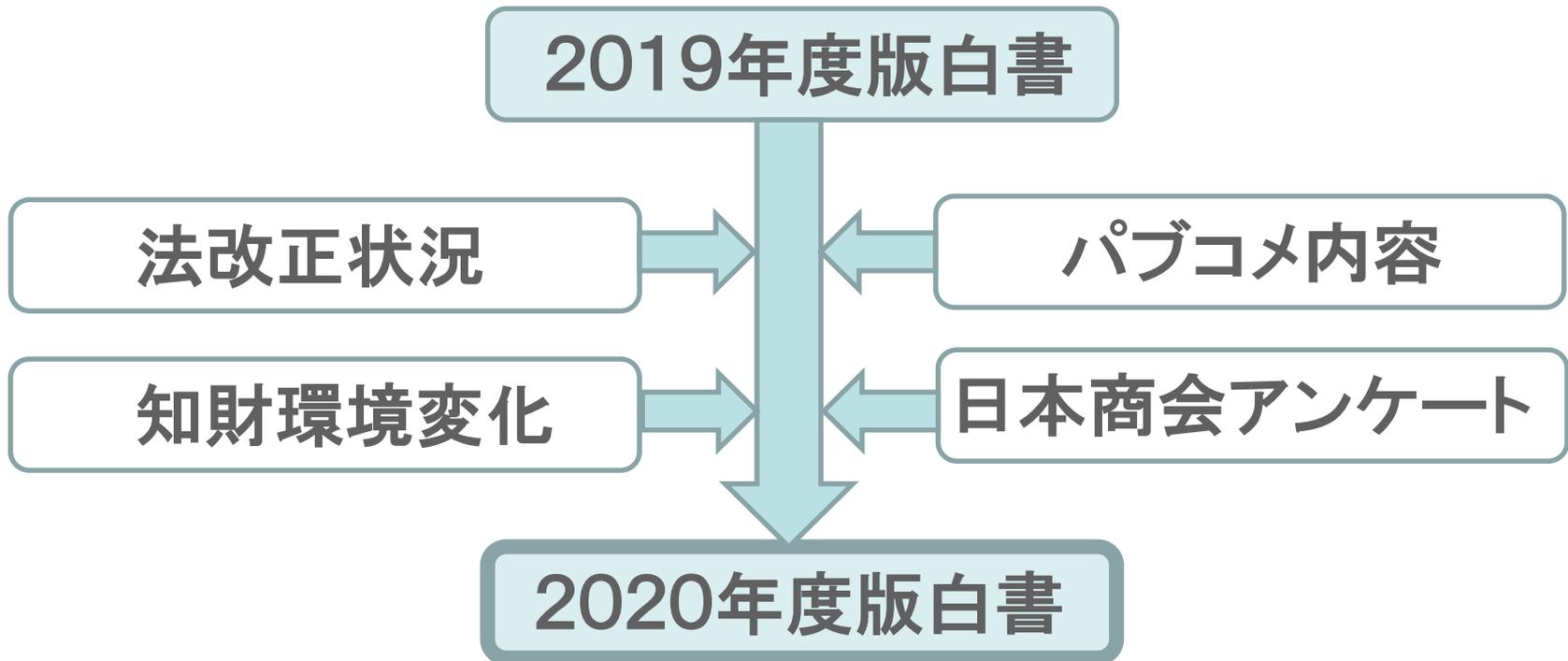


## ②中国政府向け白書の 知財章取り纏め



# 白書作成手順

前年度の白書をベースに、下記変化点を加え、  
本年度の白書の知財章<建議>を決定



**現在作成中**（新型肺炎の影響で遅くとも2か月遅れ、8月下旬プレス発表予定  
本年度の取り組みとして、**課題の重要度変化を鑑み、棚卸を実施**

## 観点1：法改正（19年1月～）

- 3.18「技術輸出入管理条例」《国务院》
- 4.23「商標法」《全人代》
- 4.23「反不正競争法」《全人代》
- 9.23「專利審査指南改正」《CNIPA》
- 10.16「商標出願登録行為の規範化に関する若干規定」《CNIPA》
- 12.31「專利審査指南第二部分第九章改正」《CNIPA》

## 観点2：パブコメ（19年1月～）

- 1.4「中華人民共和國專利法修正案」《全人代》
- 2.12「商標出願行為の規範化に関する若干規定」《CNIPA》
- 4.4「專利審査指南改正草案」《CNIPA》
- 11.12「專利審査指南第二部分第九章改正草案」《CNIPA》
- 12.23「商標侵害判断基準」《CNIPA》

## 観点3：知財環境の変化

- 新規課題発生
- 課題の重要度変化



**2019年度対象案件10件**

**●中国IPG対応3件**

**※個社対応(知財業務との関連性小等) 7件**

- 審査指南改正草案 (2019年4月4日)
- ※ インターネット取引監督管理弁法 (4月30日)
- ※ 市場監督管理クレーム及び通報処理弁法 (5月10日)
- ※ 北京市科学技術成果転化促進条例 (5月24日)
- ※ 重大違法信用失墜主体名簿管理弁法 (7月10日)
- ※ 商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定 (8月30日)
- ※ 市場監督管理の法執行監督規定 (9月20日)
- 専利審査指南第二部分第九章改正草案 (11月12日)
- ※ 専利権侵害紛争行政裁決ガイドライン (11月22日)
- 商標侵害判断基準 (12月18日)

## 「専利審査指南改正草案」 《CNIPA》

CNIPAは、専利審査の方法や基準の明確化に合わせ、  
中国IPGが要望していた**意匠権の審査遅延制度を導入**

- ◆意見提案のポイント
  - ・意匠権の審査遅延導入を歓迎  
実用新案の審査遅延導入は反対
  - ・審査遅延期間の細分化を要望
  - ・審査遅延の解除可能を要望

## 「専利審査指南第二部分第九章改正草案」 《CNIPA》

### 人工知能、ブロックチェーン等の分野に関する 審査の明確化に寄与

- ◆意見提案のポイント
  - ・対象技術に関する発明であるか否かの判断基準
  - ・アルゴリズムの特徴が含まれる発明について、記載要件を満たす場合、満たさない場合の具体例
  - ・有益な効果について、ユーザ体験が向上したことを証明する手法の具体例

## 「商標侵害判断基準」 《CNIPA》

商標の使用や、商標の対比手法、商品・役務及び商標の類比など、  
**商標権侵害の認定に必要な判断の基準**が、  
従前の司法解釈や実務を踏まえて具体的に規定

### ◆意見提案のポイント

- ・ 漢字商標が知名度を有する場合、  
対応するピンインで構成された商標を類似商標として規定
- ・ 商標を看板、店舗装飾に使用する態様が、  
商標の使用に該当することを明確化

以上